

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年3月1日 午前10時00分 招集
2. 令和5年3月15日 午前10時00分 開議
3. 令和5年3月15日 午前11時34分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

#### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	加 藤 勇 二 郎	税 務 課 長	上 村 美 博
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	大 塚 浩 二	監 査 委 員 事 務 局 長	渡 邊 一 倫
内 牧 支 所 長	加 来 隆 浩	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則
農 業 委 員 会 事 務 局 長	徳 永 稔	市 民 課 長	森 永 智 保
健 康 増 進 課 長	山 中 昭 人	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信
上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典	人 権 啓 発 課 長	市 原 吉 治

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 繁 樹 議会事務局次長 市原 多喜男  
書記 山本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 2 号 阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- ② 議案第 3 号 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- ③ 議案第 4 号 阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- ④ 議案第 7 号 阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 8 号 阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 9 号 阿蘇市税条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 10 号 阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 13 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ⑨ 議案第 14 号 阿蘇市情報公開条例の一部改正について
- ⑩ 議案第 19 号 阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について
- ⑪ 議案第 20 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について
- ⑫ 議案第 27 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑬ 議案第 33 号 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑭ 議案第 34 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑮ 議案第 35 号 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑯ 議案第 36 号 令和 5 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑰ 議案第 39 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- ⑱ 議案第 40 号 工事請負契約の変更について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 6 号 阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について
- ② 議案第 11 号 阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- ③ 議案第 12 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ④ 議案第 15 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 16 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について

- ⑥ 議案第 17 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 18 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 20 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について
- ⑨ 議案第 23 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑩ 議案第 24 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑪ 議案第 25 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑫ 議案第 26 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- ⑬ 議案第 27 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑭ 議案第 30 号 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑮ 議案第 31 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑯ 議案第 32 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑰ 議案第 38 号 令和 5 年度阿蘇市病院事業会計予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 5 号 阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- ② 議案第 20 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について
- ③ 議案第 21 号 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ④ 議案第 22 号 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑤ 議案第 27 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑥ 議案第 28 号 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 29 号 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 37 号 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑨ 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑩ 議案第 42 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 議案第 43 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 44 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 45 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 46 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 47 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

午前 10 時 00 分 開議

## 1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、会期日程等につきましては、議会運営委員長が報告します。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催し、一般質問、追加議案などの取扱いについて審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

今期、一般質問の通告者は 12 名であります。したがって、3 月 16 日、17 日の 2 日間とし、16 日を 6 名、17 日を 6 名で行うことを決定いたしました。

次に、追加議案についてであります。執行部から提出のありました議案第 48 号「工事請負契約の変更について」及び議案第 49 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）」について、また、先日の全員協議会において全議員からの了承を得た発委第 3 号「阿蘇市議会個人情報保護条例の制定について」の 3 件を本日上程いたしました。取扱いについては、委員会付託を省略し、一般質問の最終日、17 日金曜日の日程に追加し、提案理由の説明、質疑、討論、採決までを行うことと決定いたしました。

マスクの着用については、議会最終日まで継続しての対応を行い、また傍聴に関しましてもマスク着用を含め 2 月 22 日の決定どおり進めたいと思います。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

## 日程第 1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第 2 号 阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- ② 議案第 3 号 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- ③ 議案第 4 号 阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- ④ 議案第 7 号 阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 8 号 阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 9 号 阿蘇市税条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 10 号 阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 13 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ⑨ 議案第 14 号 阿蘇市情報公開条例の一部改正について
- ⑩ 議案第 19 号 阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について
- ⑪ 議案第 20 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について
- ⑫ 議案第 27 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑬ 議案第 33 号 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑭ 議案第 34 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑮ 議案第 35 号 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑯ 議案第 36 号 令和 5 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑰ 議案第 39 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- ⑱ 議案第 40 号 工事請負契約の変更について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

審議の方法は、委員長報告、質疑、討論、採決の順に行いますが、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」及び議案第 27 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について」は、経済建設常任委員長報告の質疑終了後に討論、採決を行いますので、お間違いのないようお願いいたします。

それでは、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 2 号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」他 17 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告を行います。

令和 5 年第 3 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 18 件であります。3 月 6 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 2 号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」であ

ります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 3 号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 4 号「阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について」であります。

委員より、「第 3 条にある基金管理の説明を。」との質疑があり、企画財政課長から、「金融機関に預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するよう、地方自治法に定められたものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 7 号「阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」であります。

防災情報課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 8 号「阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

委員より、「報酬等審議会では、政務活動費は審議されなかったのか。」との質疑があり、総務課長から、「審議会の中で政務活動費の審議もなされましたが、市民の理解も必要であり、交付に際しては慎重に検討すべきであるとの意見がありました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 9 号「阿蘇市税条例の一部改正について」であります。

税務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 10 号「阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について」であります。

企画財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」であります。

防災情報課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

続きまして、議案第 19 号「阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について」であります。

企画財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」であります。

まず、「企画財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「地方バス運行等特別対策補助金が減額となった理由は。」との質疑があり、企画財政課長から、「県がコロナ禍における公共交通応援金として、産交バスに 1 億 500 万円を支援したことなどにより、精算の結果、減額となりました。」との答弁がありました。

次に、「防災情報課」の予算について審査を行いました。

防災情報課長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

総務課長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 27 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「税務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「令和 4 年度の収納率ほどの程度を見込んでいるか、また収納率を上げる方策は。」との質疑があり、税務課長から、「令和 4 年度市税全体で収納率は 94%前後になるのではと考えております。対策として、令和 4 年度からコンビニ収納、スマホ決済が可能となり、また、令和 5 年度から、共通納税として、固定資産税と軽自動車税の納付が全国の金融機関等で可能となります。過年度分につきましては、催告書の発送、納税相談など適宜行っている状況です。」との答弁がありました。

次に、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

内牧支所長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「福祉バス運転手の雇用形態と、利用状況は。」との質疑があり、波野支所長から、「会計年度任用職員としてフルタイムで任用を行っており、午前 8 時から午後 5 時までの勤務となります。令和 4 年度の利用実績は、2 月末現在で延べ 1,664 名の方となっております。」との答弁がありました。

次に、「会計課」の予算について審査を行いました。

会計課長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「監査委員事務局」の予算について審査を行いました。

監査事務局長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「企画財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「市有林防火線設置業務委託料 850 万円の内容を。」との質疑があり、企画財

政課長から、「本事業は、森林組合と地元区等に防火線設置を委託し、森林組合が7か所、延長約7.5キロメートル、地元区等が12か所、延長約13キロメートルの防火線を設置するものです。」との答弁がありました。

次に、「防災情報課」の予算について審査を行いました。

委員より、「危険空き家等除却推進事業補助金について、補助の要件とする概ね1年以上使用していないことの判断基準は。」との質疑があり、防災情報課長から、「登記簿、トイレやキッチンなどの使用状況の確認、所有者や近隣の方々などからの聞き取りを行うなど、様々な情報を基に判断したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

総務課長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

選挙管理委員会事務局次長（総務課長）から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「議会事務局」の予算について審査を行いました。

議会事務局長から、「今期定例会において議会議員の報酬条例が可決となった場合の報酬額7,105万8,000円、期末手当2,247万3,000円を計上し、例年より約1,386万円の増額となります。」との補足説明がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第33号「令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第34号「令和5年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第35号「令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」、議案第36号「令和5年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を一括議題として審査を行いました。

委員より、「坂梨財産区の水質検査業務委託料が60万円に対し、他の財産区が20万円である理由は。」との質疑があり、企画財政課長から、「財産区ごとに検体数が異なり、坂梨財産区が3か所、他の財産区は1か所ということが理由です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第33号から議案第36号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。

防災情報課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第40号「工事請負契約の変更について」であります。

委員より、「契約金額の減額は、戸別受信機の設置数が減少したことに伴うとのことだが、見込みより減少した理由は。」との質疑があり、防災情報課長から、「現時点で設置不要と言われた戸数が約1,300世帯、不在等で連絡の取れなかった戸数が約1,500世帯ありました。最初は不要と言われた世帯でも受信機の必要性をお話すると、御理解いただき設置を希望された方もおられます。引き続き丁寧な説明や、自主防災組織に協力依頼を行うなど、様々



な対応を進めてまいります。」との答弁がありました。

別の委員より、「変更契約後の追加設置はどのように対応するのか。」との質疑があり、課長から、「在庫として市で確保し、特別な場合を除いて4月以降は職員での対応とします。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第20号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」及び議案第27号「令和5年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 10番議員、竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 10番、竹原です。私は、議案第8号、阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対しては反対の立場で発言をさせていただきます。

現在の市民の生活は、コロナ感染から経済回復の兆しの中、昨年からの物価高騰により、ますます厳しい状態になっている中で、今回の議員報酬改定改正案には反対をいたします。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） これで討論を終わります。

これより、議案第20号及び議案第27号を除き、採決いたします。

まず、議案第2号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の採決を行います。

反対討論がありましたので、これより議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菅 敏徳君） 御着席ください。

起立多数です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「阿蘇市税条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 33 号「令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から議案第 36 号「令和 5 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」までの 4 件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号から議案第 36 号までの 4 件は、一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 33 号から議案第 36 号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号から議案第 36 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号「工事請負契約の変更について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 6 号 阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について
- ② 議案第 11 号 阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- ③ 議案第 12 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ④ 議案第 15 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 16 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 17 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 18 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 20 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について
- ⑨ 議案第 23 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑩ 議案第 24 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑪ 議案第 25 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑫ 議案第 26 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- ⑬ 議案第 27 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑭ 議案第 30 号 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑮ 議案第 31 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑯ 議案第 32 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑰ 議案第 38 号 令和 5 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 6

号「阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について」他 16 件を議題といたしません。

文教厚生常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、立石昭夫君。

**○文教厚生常任委員長（立石昭夫君）** お疲れさまです。文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和 5 年第 3 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 17 件であります。3 月 7 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものについて御報告いたします。

まず最初に、議案第 6 号「阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について」であります。

健康増進課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 11 号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」であります。

教育課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 12 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

委員より、「本改正の簡潔な説明を。」との質疑があり、子育て支援係長から、「民法の懲戒権が、体罰・児童虐待を正当化しているなどの指摘で削除されたことから、本条例についても条文改正するものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

教育課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

人権啓発課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「繰越明許費補正に計上されている保育対策総合支援事業補助金（安全対策事業）を活用した通園バスに対する安全装置の設置期限は。」との質疑があり、福祉課長から、「安全装置の設置期限は、令和 5 年度末までと義務づけられています。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課」の予算について審査を行いました。

健康増進課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 23 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 25 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 26 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 4 号）について」であります。

医療センター事務部長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 27 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野中学校体育館改修工事設計業務委託料は、高額だと感じるが。」との質疑があり、学務係長から、「この設計業務委託料には、屋根改修のほか、外壁、床、トイレ、LED照明への改修が含まれています。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

委員より、「運動団体補助金 775 万円の内訳は。」との質疑があり、人権啓発課長から、「運動団体 6 支部に対する補助であり、5 支部に対してはそれぞれ 153 万円を、残り 1 支部については支部長を兼任していることから、補助額を 10 万円としています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より、「狂犬病予防関係手数料の内訳は。」との質疑があり、「犬の登録料が 3,000 円の 150 頭を、狂犬病の注射が 500 円の 1,500 頭を見込んでいます。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「次世代に向けた特色・魅力ある保育支援補助金（英語ふれあい）の交付対象箇所数と 1 か所当たりの補助額は。」との質疑があり、子育て支援係長から、「市立保育園、認定こども園の 10 施設に、それぞれ 70 万円を上限に補助するものです。」との答弁がありました。また、別の委員より、「地元におられる英語に堪能な人材を活用して事業を行うとのことだが、人材の確保はできているのか。」との質疑があり、課長から、「本事業の計画前に各園への聞き取りを行った際、既に英語教育を実施している園もあります。また、熊本 YMC A 福祉会から英語教師派遣についての協力申出もあっており、それ以外の園においても必要に応じ人材確保はできる見込みです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「コロナ禍において生活保護の世帯数に変化はあっているか。」との質疑があり、保護係長から、「コロナの影響による生活保護の申請はほとんどあっていません。生活保護の世帯数としては、申請数と廃止数が同程度の数で推移している状況です。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課」の予算について審査を行いました。

委員より、「高齢者向け体力測定事業委託料について、この新規事業では、高校生と大学生と一緒に測定を行うとのことであるが、授業の一環としての取組か。また、委託料 62 万円の内訳は。」との質疑があり、保健予防係長から、「高校の授業の一環として実施されるもので、体力測定やその結果の分析を行います。また、委託料については、主に大学からの移動で使用する大型バスの交通費と、検査で使用する検体の試薬などの消耗品費になります。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 30 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 31 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

委員より、「認知症施策等総合支援事業業務委託料について、2025 年には 65 歳以上の約 20%、阿蘇市においては 2,000 人弱の方が認知症を有する状況になるとの推定がなされているが、現時点での人数は。」との質疑があり、ほけん課長から、「現時点での正確な人数は、把握ができていないのが現状です。本事業の実施により、各医療機関での相談や認知症カフェの利用状況などの取りまとめも含めて、現状の把握がなされるような事業にしていきたいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 32 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

委員より、「人間ドック費用助成 20 万円の算出根拠は。」との質疑があり、高齢者支援係長から、「日帰りドックに対し 5,000 円を 20 人、2 日ドックに対しては 1 万円を 10 人と予定しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 38 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計予算について」であります。

委員より、「院内保育所運營業務委託について、業務のすべてを委託で行っているのか。また、夜間保育の受入れについての検討は。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「運営を委託しており、現在、定員 10 名のところ 5 名を受け入れています。夜間保育については、経費なども考慮し、看護師等の勤務体制から需要の動向を見ながら検討していきたいと思います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」及び議案第 27 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 20 号及び議案第 27 号を除き、採決いたします。



まず、議案第 6 号「阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 4 号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計予算について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 5 分に再開いたします。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 5 号 阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- ② 議案第 20 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について
- ③ 議案第 21 号 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ④ 議案第 22 号 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑤ 議案第 27 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑥ 議案第 28 号 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 29 号 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 37 号 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑨ 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑩ 議案第 42 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 議案第 43 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 44 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 45 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 46 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 47 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 5 号「阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について」他 14 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、児玉正孝君。

○経済建設常任委員長（児玉正孝君） おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和 5 年第 3 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 15 件であります。3 月 8 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものについて報告いたします。

最初に、議案第 5 号「阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。

委員より、「第 6 条の目的外の使用許可については、どのような場合を想定しているのか。」との質疑があり、観光課長から、「目的外とは、営利を伴うテレビや映画の撮影などを想定しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「施設内に、売店等は出店できるのか。」との質疑があり、課長から、「環境省との協議を済ませており、出店可能となっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「社会資本整備総合交付金については、低所得者対策として家賃を安くした部分を国が補填するものであるとのことだが、空き家を公営住宅として貸し出した場合も対象となるのか。」との質疑があり、公営住宅係長から、「一軒家やアパートを借り上げて市営住宅にする場合なども、対象になるケースもあります。」との答弁がありました。

次に、「上下水道課」の予算について審査を行いました。

上下水道課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「繰越となっている平日誘客促進キャンペーン事業については、通年で実施するのか。期間を区切って実施するのか。」との質疑があり、観光課長から、「この事業の実施期間は、『夜の賑わいづくり実行委員会』で決められますが、これまでの会議では、冬場の閑散期での実施を希望する意見がありました。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

まちづくり課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「各土地改良区に補助する農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金の内訳は。」との質疑があり、農政課長から、「阿蘇土地改良区に 1,035 万円強、一の宮土地改良区に 218 万円強、地元水利組合に 5 万円強で、合計 1,258 万円を補助する予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「県営経営体育成基盤整備事業負担金の詳しい説明を。」との質疑があり、課長から、「今回、事業費確定による 3 つの負担金の増減額分を計上しています。

1 つ目の第 4 阿蘇地区は圃場整備工区 17 工区の更新基盤整備で、現年度事業費の市負担額が確定したことにより、220 万円を減額しています。2 つ目の第 5 阿蘇地区については、12 工区を対象に令和 8 年度までの工事期間とし、今回国費補正による事業費が増額となったため、現年度へ前倒しで 1,160 万円を予算措置したものです。3 つ目の黒川地区は、12 工区の J R 豊肥本線南側に面する約 20 ヘクタール規模の新規基盤整備で、令和 5 年度からの整備に向けた調査事業費の増額により、60 万円を増額計上したものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号「令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）に

ついて」であります。

上下水道課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 27 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「ASO環境共生基金に寄附をする方の内容は。」との質疑があり、都市・環境係長から、「9割以上が企業からの寄附です。残り1割ほどが個人となっており、阿蘇市出身の方が多く現状です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「老朽住宅解体撤去工事費が計上されているが、解体に至る年数の目安は。」との質疑があり、公営住宅係長から、「目安となる耐用年数は、木造や簡易耐火住宅などの構造ごとに35年程度の年数が定められており、最長は鉄筋コンクリート造の70年になります。市営住宅の7割ほどが耐用年数を超過していますが、老朽化が著しいところから、全体計画に沿って整理を進めています。」との答弁がありました。

次に、「上下水道課」の予算について審査を行いました。

上下水道課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員から、「市道維持業務委託料については、シルバー人材センターに委託することだが、事前に協議を終えているのか。」との質疑があり、建設課長から、「事前に施工箇所を確認願ひ、見積りもいただいています。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会事務局」の予算について審査を行いました。

委員より、「農業委員会阿蘇郡市協議会負担金が昨年度より減額となっている理由は。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「2020年度の農業センサスの結果で、農地面積が減少したことに伴う減額です。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「東阿蘇観光開発株式会社に関する損失補填契約補償金の累計額と、阿蘇山観光事業特別会計からの補助金の合計額は。」との質疑があり、観光課長補佐から、「損失補填の累計が3億3,000万円で、補助金はこれまで1,600万円ほど支出していますので、合わせて約3億4,600万円になります。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「公有施設活用実態調査業務委託料は公売を目的に実施することだが、公売が実現する可能性は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「対象施設のひのくに会館については、数件お尋ねを受けています。いこいの村についても、公売できる可能性はともにあると考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金については、他の自治体に比べ補助額が少なく、条件の良い市町村に移住者が流れることを懸念するが。」との質疑があり、課長から、「まずは令和5年度で県の補助金を活用し、その範囲内において試行的に実施するものです。その結果を踏まえ、来年度以降の取組を検討していきます。」

との答弁がありました。

また、別の委員より、「ふるさと応援寄附金については、収納目標額の4億円に対し、一括代行業務委託料が2億970万円計上されており、経費が高額に思えるが。」との質疑があり、課長から、「委託料の中には、返礼品の代金や、送料、個人情報の管理費等が含まれています。この中からワンストップ特例に係る経費等を除いた額は、収入額の5割を超えておらず、国が定める基準内に収まっているところです。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「強い農業づくり支援事業補助金については、高額の事業費で米倉庫が設置されることになれば、この施設の利用者の負担金が増えることが想定されるため、市独自の補助金を検討できないか。」との質疑があり、農政課長から、「今回の事業は、事業主体である阿蘇農業協同組合が国庫補助事業を活用するにあたり、建設後の事業収益を見込んだ計画でもあり、市として独自の上乗せ補助等は行わない旨の意見具申を行っています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「あか牛オーナー制度事業補助金や、あか牛産直素牛導入補助金が計上されているが、近年のあか牛ブームに対応できる供給体制は確保していけるのか。」との質疑があり、課長から、「補助事業は実施していますが、あか牛に比べ市場価格の高い黒牛を飼養する農家が多い現状があります。今後は、観光面との連携による付加価値化や畜産イベント補助金の活用により、あか牛の特性をPRすると同時に、飼養頭数、また繁殖雌牛の増頭に向けた支援を行います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号「令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」であります。

委員より、「防災関係の一般会計繰出金が昨年度より増額となっている理由は。」との質疑があり、観光課長から、「昨年度は火口が閉鎖され、警備員数を減らしていましたが、今回、元の人員数に戻したことによるものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第29号「令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

委員より、「下水道使用料の滞納繰越分140万6,000円は、何年前からの分か。」との質疑があり、下水道係長から、「平成30年度以降の分です。」との答弁がありました。また、委員より、「滞納が増えた方への罰則などはないのか。」との質疑があり、上下水道課長から、「滞納に対する罰則はありませんが、下水道使用料については、水道使用料とともに徴収していることから、3か月滞れば給水停止措置をとります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第37号「令和5年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

委員より、「上水道事業と簡易水道事業それぞれに、他会計補助金として一般会計からの補助金が計上されているが、この内容は。」との質疑があり、上下水道課長から、「他会計

補助金は、過去に行った事業分の国庫補助金を除いた補助裏の起債借入れ分の2分の1に係る償還分などが、一般会計から繰出基準に基づいて入ってくるものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第41号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第42号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第43号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第44号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第45号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第46号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第47号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を一括議題として審査を行いました。

委員より、「使用料の分収割合は。」との質疑があり、農政課長から、「地元牧野組合が85%、財産区が13%、市が2%になります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第41号から議案第47号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第20号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」及び議案第27号「令和5年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号及び議案第27号を除き、採決いたします。

まず、議案第5号「阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御



異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号「令和 5 年度阿蘇市水道事業会計予算について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 41 号から議案第 47 号までの「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」7 件を一括して採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号から議案第 47 号までの 7 件は、一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 41 号から議案第 47 号までは、委員長の報

告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号から議案第 47 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」及び議案第 27 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について」を除くすべての案件について採決が終わりました。

一般会計予算 2 件の採決を行います。

まず、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第 20 号について採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

最後に、議案第 27 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計予算について」、討論を行います。討論はありませんか。

10 番議員、竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 10 番、竹原です。私は、人権対策費、運動団体補助金 775 万円について反対をいたします。

これは、2016 年 12 月 16 日、国会での議員提案の中で、部落差別の解消の推進に関する法律の中で過去の民間団体の行き過ぎた言動、そして部落差別の解消を阻害してきた要因を踏まえ、対策を講じるという形で述べてあります。同団体への補助金廃止の動きは、今現在、熊本県内でも広がっています。この考えを進めていくべきだと私は思います。もって、私は、今回、運動団体の補助金の廃止を求め、反対といたします。

また、今回の予算の中で、阿蘇の基幹産業である農業に対し、物価高騰で苦しむ農業従事者に対しての市独自の支援制度が計上されていないことを含め、反対をいたします。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 反対討論がありましたので、これより議案第 27 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。議案第 27 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菅 敏徳君） ありがとうございます。御着席ください。

起立多数です。したがって、議案第 27 号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

市民部長から連絡事項がありますので、しばらくお待ちください。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。先ほど議長と議会運営委員長に了解を得まして、少し時間をいただきたいと思ひます。

人権教育の研修会を急急に計画いたしてあります。日程が来週の月曜日から行うんですけども、20 日が市役所の管理職と学校の校長先生たちを対象に行いますので、22 日水曜日の午後 1 時半からと午後 3 時半から、27 日月曜日と 28 日火曜日になりますけれども、これも 27 日が午後 1 時半からと午後 3 時半からの 2 回、28 日が午後 1 時半からというふうに、今、計画をいたしてあります。よろしければ、議員の皆様におかれましても、この 22 日、27 日、28 日、5 回あるんですけど、5 回のうちどれか 1 回、研修に参加していただければと思ひてあります。詳しい内容、時間等につきましては、この会期中に議会事務局長から文書で各議員さんの席上に配付いたします。できますならば、職員ももちろん参加いたしますので、うまい具合に人数がばらけてもらうのが一番いいんですけど、出席のこの日での時間でというのを議会事務局に事前に御連絡いただくとありがたいと思ひてあります。阿蘇市といたしましても、執行部もですけども、議会も一緒になって人権教育を徹底していきたいと思ひてありますので、何とぞ御理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） これに対する質問等はございませんか。

10 番議員、竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 質問なのか分かりませんが、確認ですけど、講演を行うに当たり、どこからかそういう指示があったんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 先ほども申しましたとおり、阿蘇市の人権教育ということでございます。

○10 番（竹原祐一君） はい、分かりました。

○議長（菅 敏徳君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 34 分 散会